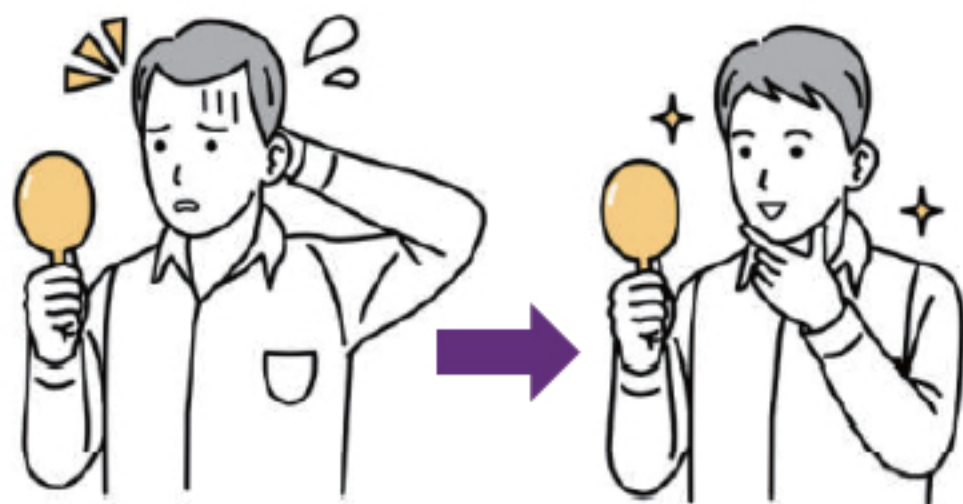


# ～ 抜け毛に悩む従業員に寄り添う制度 ～ 髪（神）対応の福利厚生導入！

吉岡興業株式会社（兵庫県神戸市兵庫区 / 代表取締役 吉岡洋明）は、従業員の自信と企業イメージ向上を目的に、「ヘアケア（抜け毛防止）支給制度」を制定し、50歳未満の従業員を対象に、ヘアケア製品、サロン、クリニック等の費用を補助する新たな福利厚生を導入いたしました。近年、ストレスや生活習慣の影響で抜け毛の悩みを抱える人が増加しております。抜け毛の悩みは、モチベーションの低下、自信の低下にも繋がります。当社は、従業員が自信を持ち、健康的に働ける環境を整えるため、本制度を導入いたしました。支給対象は、育毛・発毛専門クリニックでの治療、薬用ヘアケア商品の購入、専門サロンでの治療やカウンセリング、医師の診察や処方に基づく治療費などです。1名あたり月額7,590円（税込）を上限に、実際の支払い額に基づいて支給されます。申請には、所定の申請書と領収書の提出が必要です。本制度により、従業員の清潔感と自信を向上させ、企業全体のイメージアップを図ってまいります。



ヘアケア（抜け毛防止）に力を入れることにより清潔感と自信を向上させます。

〇〇年 〇月 〇日

ヘアケア(抜け毛防止)支給申請書

物品・サービスを買ったのか	費用(税込)	事由
20 年 月 日	円	

※1名あたり月額7,590円(税込)を上限に支給する。  
・ヘアケアサービスにかかった費用の商品名やサービス名が明記された領収書、または領収書と商品名やサービス名が明記された明細(レシートや注文明細書など)を添付すること。  
・抜け毛防止や育毛に効果があるとされる以下のサービスが支給対象とする。  
○育毛・発毛専門クリニックでの治療  
○薬用ヘアケア商品(シャンプー、トリートメント、育毛剤等)  
○専門サロンでの治療やカウンセリング  
○医師による診察や処方に基づく治療費  
※オシャレ・脱毛は不可

総務・経理	社長	担当

「ヘアケア（抜け毛防止）支給制度」を利用する従業員は、申請書を会社に提出します。



福利厚生の対象は、50歳未満の従業員となります。

## << 概要 >>

- 従業員の自信と企業イメージ向上を目的に、抜け毛防止などのヘアケア費用を補助する新制度を導入いたしました。
- 育毛・発毛治療、薬用ヘアケア商品購入、専門サロン利用などに対し、月額7,590円（税込）を上限に実費補助いたします。
- 「ヘアケア（抜け毛防止）支給制度」の申請には、所定の申請書と領収書の提出が必要です。



会社名：吉岡興業株式会社

創業：昭和26年2月1日

代表者名：吉岡 洋明

設立：昭和31年8月1日

吉岡興業株式会社は、神戸の地から、日本のモノづくり企業に、機械工具商社として、脱炭素・生産性向上の提案を行い、設備・工事・メンテナンス工事で、顧客の生産性・安全性の向上・コストダウンに貢献している「機械工具商社」です。

<本件に関するお問合せ先>

吉岡興業株式会社 ( <https://www.yoshioka-kogyo.co.jp/> ) 広報担当：井藤

住所：兵庫県神戸市兵庫区駅前通2丁目2番6号 TEL：078-579-1177 FAX：078-579-1166

email：pr\_media@yoshioka-kogyo.co.jp 携帯電話：090-2118-0562 (井藤)

弊社のプレスリリース  
一覧はコチラ

